

環境経済常任委員会記録

令和元年 第6回定例会	
1 日 時	令和元年 12月 11日 (水) 午前 10時 00分 開会 午前 11時 30分 閉会
2 場 所	特別会議室
3 出席委員	加藤 美智子 委員長 市田 登 副委員長 鈴木 紹平 委員 佐々木 里加 委員 鈴木 敏雄 委員 津久井 健吉 委員
4 欠席委員	なし
5 委員外出席者	なし
6 説明員	別紙のとおり
7 事務局職員	石塚 局長 篠原 書記
8 会議の概要	別紙のとおり

環境経済常任委員会 説明員

経済部	経済部長	杉 江 一 彦	15名
	産業振興課長	福 田 浩 士	
	産業誘致推進室長	鈴 木 淑 弘	
	観光交流課長	竹 澤 英 明	
	農政課長	橋 本 寿 夫	
	林政課長	岸 野 孝 行	
	観光交流課長補佐	神 山 悦 雄	
	林政課長補佐	平 井 光 広	
	堆肥化センター所長	渡 辺 稔 近	
	産業振興課産業振興係長	飯 塚 利 幸	
	産業振興課商工振興係長	篠 崎 智 子	
	農政課農政係長	徳 原 雅 代	
	農政課農産振興係長	池 澤 美 紀 子	
	農政課農村整備係長	小 林 寿 伸	
林政課木のまち推進係長	浅 野 賀 之		
農業委員会事務局	局長	駒 場 久 和	1名
環境部	環境部長	金 子 信 之	13名
	環境課長	高 村 秀 樹	
	廃棄物対策課長	麦 倉 久 典	
	下水道課長	奈 良 勉	
	下水道施設課長	藤 田 敏 明	
	環境課長補佐	松 本 護	
	下水道施設課長補佐	湯 沢 浩	
	環境課環境保全係長	大 貫 広 道	
	廃棄物対策課施設係長	渡 邊 教 生	
	下水道課料金係長	早 川 理 恵	
	下水道施設課整備係長	橋 本 浩 一	
	廃棄物対策課廃棄物対策係主査	萩 原 哲	
下水道課管理係主査	川 田 謙 一		
合 計			29名

環境経済常任委員会 審査事項

- 1 議案第 78号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第3号））
- 2 議案第 79号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号））
- 3 議案第 80号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市農業集落排水事業費特別会計補正予算（第1号））
- 4 議案第 82号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第4号）について
- 5 議案第 84号 令和元年度鹿沼市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）について
- 6 議案第 85号 令和元年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）について
- 7 議案第 86号 令和元年度鹿沼市農業集落排水事業費特別会計補正予算（第2号）について
- 8 議案第 94号 指定管理者の指定について
- 9 議案第 99号 基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
- 10 議案第104号 鹿沼市堆肥化センター条例の一部改正について
- 11 議案第105号 鹿沼市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

令和元年第6回定例会 環境経済常任委員会概要

○加藤委員長 それでは、ただいまから環境経済常任委員会を開催いたします。

ここで、今回改選後はじめての委員長、副委員長でございまして、一言ご挨拶を申し上げます。常任委員長の加藤です。

一生懸命務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○市田副委員長 副委員長の市田でございます。

委員長を補佐しながら、特に今回農業・林業関係は大分重要な問題も審議されるかと思えますけれども、よろしくお願いいたします。

○加藤委員長 ありがとうございます。

それでは、本会議におきましては、本委員会に付託されました案件は議案11件でございます。それでは早速審議を行います。

はじめに、議案第78号 専決処分事項の承認について(令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号))のうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 おはようございます。産業振興課長の福田です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でありますけれども、議案第78号 専決処分事項の承認について(令和元年度鹿沼市一般会計補正予算(第3号))のうち、経済部所管の予算についてご説明をいたします。補正予算に関する説明書、これは第3号のほうになりますけれども、3ページをまずお開きください。

まず、歳入について、ご説明を申し上げます。

3ページ中段になりますが、16款県支出金 2項県補助金 4目農林水産業費県補助金の右側になりますが、説明欄、首都圏農業確立対策事業費県補助金 2億7,645万8,000円の増額につきましては、台風19号による農作物被害に対する農薬・肥料・苗などの購入事業への県補助金及び、ビニールハウスなどの農業用施設の再建・修繕や農業用機械の再取得・修繕に対する国・県補助金を計上したものであります。

次に、同じページの最下段、一番下の段になります、22款市債 1項市債 8目災害復旧債の説明欄のうち、農業施設災害復旧事業債6,500万円の増額につきましては、台風19号による取水堰及び農業用水路の災害復旧事業に係る市債を計上したものであります。

続きまして、歳出のほうをご説明いたします。

説明書の9ページをお開きください。

まず上段にあります、6款 農林水産業費 1項 農業費のうち3目農業振興費の説明欄、右側になりますけれども、農産物活性化推進事業費の3億6,513万円の増額につきましては、台

風 19 号により農地に流入したごみの処理委託料 4,000 万円及び、農作物被害に対する農薬・肥料・苗などの購入に対する補助金及び、ビニールハウス等の農業用施設の再建・修繕や農業用機械の再取得・修繕に対する、農業災害特別対策措置事業の補助金 3 億 2,513 万円を計上したものであります。

同じく 6 款になります、農林水産業費のうち 6 目 農地費になります、やはり右側のページ、10 ページ側をご覧ください。農地費の説明欄、農地関係振興事業費の 1 億 1,400 万円の増額につきましては、土地改良区や水利組合など地元が事業主体となりまして、堰や水路、農地の復旧を実施するための、原材料費 1,400 万円及び農業災害復旧事業費の補助金 1 億円を計上したものであります。

次に、同じページになりますけれども、中段になります、7 款 商工費 1 項 商工費のうち 3 目 金融対策費の説明欄、中小企業経営対策事業費の 500 万円の増額につきましては、被災した事業者が市の緊急経営対策特別資金などの融資を利用した際、1 対象事業当たり最大 80 万円の利子相当額の補助を行うものであります。

同じく 7 款 商工費のうち、5 目 観光開発費の説明欄、右側になりますけれども、観光施設管理費の 400 万円の増額につきましては、城山公園の災害復旧工事の設計委託に要する経費を計上したほか、前日光ハイランドロッジ維持管理費の 500 万円の増額につきましては、前日光ハイランドロッジにおける被災箇所の修繕に要する経費を計上したものであります。

次に、13 ページをお開きください。

11 款、これ上段にあります、11 款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費のうち、1 目農業施設災害復旧費の右側説明欄になります、農業施設災害復旧事業費 2 億円の増額につきましては、取水堰や水路、農地の災害復旧工事の測量・設計業務委託料を計上したものであります。さらにその下になります、2 目林業施設災害復旧費の説明欄、林業施設災害復旧事業費 3,600 万円の増額につきましては、林道などを復旧させるための修繕費及び復旧に関わる測量・設計業務委託料を計上したものであります。

以上で経済部所管の一般会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

○加藤委員長 高村環境課長。

○高村環境課長 おはようございます。環境課長の高村です。よろしくお願いたします。

議案第 78 号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 3 号））のうち、環境部所管のものについて、ご説明をいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和元年度補正予算に関する説明書、一般会計の 3 ページをお開きください。

上から 2 段目 15 款 国庫支出金 2 項 3 目 衛生費国庫補助金の説明欄、「ごみ処理費国庫補助金」1 億 6,450 万円の増につきましては、「台風 19 号」により発生した災害ごみの収集運搬及び処分等に要する経費の財源に充当する国庫補助金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

一番下の段、4款 衛生費 2項2目 ごみ処理費の説明欄、「ごみ収集費」2億9,150万円の増につきましては、10ページ上段まで続きますが、「台風19号」により発生した災害ごみの収集運搬及び処分等に要する経費を計上しております。

以上で、令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第3号）のうち、環境部所管のものについての説明を終わります。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

質疑はございませんか。津久井委員。

○津久井委員 津久井です。ごみのほうでちょっと聞きたいのですけれども、8ページの追加で出た収集ごみなのですかけれども、これは各、今、連絡入っているか、入っていないかわからないのですけれども、いまだにまだ堆積しているごみありますよね、各地区で。それも把握しているのですかね。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明をお願いいたします。麦倉廃棄物対策課長。

○麦倉廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の麦倉です。おはようございます。よろしくお願いたします。

各地区の堆積されているごみのことでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

○麦倉廃棄物対策課長 一応、栗野地区、今回栗野地区の被害が甚大だということで、仮置き場を設けました。

その仮置き場が旧栗野中学校になっています。

それで、今、堆積されていると思うのですけれども、ただ、まだ片づけが終わってなくて、多分、家の前とか、もしかしたら道路に出ているごみもあろうかと思っておりますけれども、そういうごみにつきましては、連絡いただければ、個別に対応するというところでやっております。

以上で答弁を終わります。

○石塚局長 堆積したごみだから、委員長、今、堆積したごみについて聞いているので、堆積したごみは知っているかどうかについて、もう一度確認してもらっていいですか。

○加藤委員長 麦倉課長、すみません、堆積しているごみについてという津久井委員の質問なので、そこの部分に関してなのですが。

○津久井委員 ちょっといいですか。

○加藤委員長 すみません、では、ありがとうございます。

○津久井委員 ちょっと、私が言っているのは、栗野は非常にひどかったのだけれども、栗野以外の下武子とか、田んぼに、稲を刈ったわらみたいなのがたまっているとか、そういうのが

そっちこっちにあるのですよ。御成橋のところもそうなのですけれども、そういうところも把握しているのかなと思って、ちょっと聞きたかったのです。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明をお願いいたします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 おはようございます。農政課長の橋本です。よろしくお願いいたします。

今、津久井委員のご意見にありましたごみにつきましては、ほぼ農業関係の、農地とかに流入してしまったごみとか、あるいはたまっている、農地のはじっこのほうにたまってしまって邪魔だとか、そういったものかなと思うのですが、一応農政課のほうとしまして、農地関係のごみということで、各自治会長、自治会を通じて、それぞれ各自治会ごとにごみの集積所を設定していただきまして、そこに集積してくださいと。

それで、ご連絡をいただければ、農政課のほうでも収集をやっておりますので、撤去に伺いますというふうなことで進めております。

それで、なかなかその集積所まで持っていけないような方も中にはおりますので、そういう方については、個別にご相談いただければ、取りに伺いますということで進めておまして、農政課のほうの撤去作業が、ようやくちょっと動き出し始まったということなので、これからどんどんちょっと撤去を進めていきたいというふうに考えております。

大体の見込みとしましては、1月いっぱい、あるいは2月までかかってしまうかもしれませんが、その頃までに、撤去を済ませていきたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 ありがとうございます。

それでは、津久井委員、いかがですか。では、津久井委員。

○津久井委員 ありがとうございます。その点なのですけれども、やはり間のその連絡だけはしっかりやってほしい。いつまでもこれは手が回らないというのはわかるのですよ。その辺が、ほらいつ来てくれるのかなというような農家の人もあるので、その点だけは、連絡だけはちょっと緊密によろしく願います。

○加藤委員長 よろしいですか。

○津久井委員 はい。

○加藤委員長 ほかに委員、ありますか。

それでは、鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 委員の鈴木です。

歳出のほうで、14 ページの農業施設災害復旧事業費、取水堰の改良復旧ということでありますけれども、やはり復旧という、取水堰の壊れたところの復旧という理解でよろしいわけですか。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明をお願いいたします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課の橋本です。

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

この農業施設災害復旧事業につきましては、今お話されたように、取水堰及び農業用の用排水路、それと農地の、例えば土砂が流入してしまったりとか、あるいは表土が流されてしまった、そういった被災を受けたものの復旧に関しての工事に結びつけるための、まずはその測量設計ということで計上させていただいたものです。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 それでは、よろしいですか。鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 これはほかのところにも細かく出てきますけれども、やはり議会の一般質問でもされてきましたが、やっぱり木島堀あたりが非常に、大雨が出る、もうたびに、あのままだと、もう当然、越水して、してくるのは目に見えていると思うのですけれども、そこら辺の工事の考えというのもお聞きしたいと思うのですけれども。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明をお願いいたします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課の橋本です。

ただいまのご質問にお答えしたいと思いますが、特に、今ご指摘いただきました木島堀の復旧につきましては、堀自体は地元のその水利組合とか、土地改良区とかが管理主体になっておりますので、修繕する場合には、農業の場合ですと、どうしても地元負担というのが若干なりとも発生してしまうということもありまして、その辺は、どのような形で復旧をしていくかというのは、地元のその水利組合なり、土地改良区と相談しながら、進めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 説明は終わりました。鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 これは質問するとね、それは地元の水利組合でやると、大体似たような答えが返ってきまして、実際、質問されてもね、地元水利組合でも、実際それだけの、それを大工事するだけの力もないし、また人員も多分ないと思います。

なかなか木島堀、昔は田んぼの用水路を引く重要な、これ用水路だったのでしょうけれども、今はもうね、本当にまちの真ん中、住宅街走って、大雨がくるたびに越水してしまうわけですから、簡単にはこれいけないと思いますけれども、やはり市のほうも、水利組合とよく話し合っ、今後やはり越水とか、氾濫がないように、これからお願いしたいと、これ要望でいいです。よろしくお願いします。

○加藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。

それでは、市田委員。

○市田委員 すみません、市田です。今、津久井委員の、ちょっとかぶるのですけれども、連絡いただければ、田んぼに入ったごみとか、低木等も取りにきてくれるということですが、特に流木に関して、その収集するのに、地元である程度集積所になり、片づけに関しても、やはり「大きくて動かせないんだけど、そういう場合は誰がやってくれるのかな」という要望

も、実は私も聞いているのでありますけれども、そういった流木に関して、そういう持ち上がらないような大きいものに関しては、どんなふうな対処すればいいのか、ちょっと聞ききたいと思います。よろしくをお願いします。

○加藤委員長 細かい質問になってしまいますが、お願いいたします。

それでは、執行部の説明をお願いします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課の橋本です。

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

特に、農地とかに流木が流れ込んでしまっているものにつきまして、どうしても人力で動かさないものもあるのも承知しております。

実は、その農地の復旧、災害復旧工事で、国庫補助を導入してやる事業につきましては、これは市が事業主体になるのですが、その事業の中で撤去してしまう予定であります。

それで、その国庫事業が入らない部分につきましては、これは個別にちょっと農政課のほうにちょっとご相談いただいて、ちょっと関係機関のほうで重機なんかがあるところにちょっとお願いして、撤去のほうはちょっと検討していきたいと思いますので、そんなことでお願いしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 はい。

○市田委員 はい、ありがとうございます。わかりました。

○加藤委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

それでは、津久井委員。

○津久井委員 10 ページのほうでお願いしたいのですけれども、歳出の。

これで、ちょっと私の自民党のほうの会派で、城山公園のほうの復旧というのを出してあるのですけれども、この400万円の中には、うちのほうで出したこの、私も現地、わからないのですけれども、舗装のはがれとか、斜面の崩落、あと排水設備の実施、そういうのが入っているのだけれども、こういうのも含まれてはいるのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○加藤委員長 それでは、説明をお願いいたします。竹澤観光交流課長。

○竹澤観光交流課長 観光交流課長の竹澤です。よろしくをお願いいたします。

ただいまの津久井委員の質問にお答えいたします。

城山公園のこの災害のほうですけれども、台風19号の影響によりまして、この城山公園自体の斜面が複数箇所にわたって崩れております。

当然、斜面に生えていたツツジのカブなども流出して、途中で引っかかっているというような状態もございます。

また、舞台が、あそこあるわけですけれども、舞台前の堆石なども流されてしまいまして、平

面だったところが平面を保っててない、川のような状態にえぐれているというようなところも
ございます。

そういったところを踏まえますと、来年のこのつつじまつりというのが、開催が危ぶまれると
いうこともございます。

そういったところから、今回、計上させていただいているもの、専決で計上したものは設計の
委託費という形になります。

これらのものを復旧するための設計を組むという形で、土木課の協力を得まして、概算で計上
させていただいたものということになります。

以上で説明を終わります。

○津久井委員 わかりました。

○加藤委員長 ありがとうございます。

それでは、津久井委員、大丈夫ですか。

○津久井委員 大丈夫です。

○加藤委員長 また、詳しいことはまたね、協議会のほうでも説明をいたしますので、その程
度にね。

はい、ほかの委員はありますか。それでは、佐々木委員。

○佐々木委員 先ほどの歳出のほうの7ページ、8ページなのですが、一番下の衛生費
というところで、ちょっと私、どこにその予算が計上されているのかわからないので、初歩的
な質問になるかもしれないのですが、栗野地区の思川氾濫によ
って、泥だらけに、この栗野地区がなくなってしまったと思うのですが、道路ですとか、個
人宅ですとか、泥だらけになって、数日間というか、もう1週間以上にわたって泥だらけにな
っていたのを見ていたのですが、それを洗い流す、例えば水道料金、そういったものというの
は、このあたりから計上されているものなのでしょうか、ちょっと。

○石塚局長 すみません、水道のほう、建設水道のほうの常任委員会のほうに。

○佐々木委員 水道のほうになりますね。なるほど、わかりました。

○加藤委員長 それは、ちょっと分野が違いますので。

○佐々木委員 そうなのですね、そうすると、この清掃費という中にそれは入っていないとい
うことになるわけですね。7ページの衛生費、4衛生費の隣のその2清掃費というところ
には、それは入っていないという考え方。

(「入っていないです」と言う者あり)

○佐々木委員 わかりました。ありがとうございます。

○加藤委員長 ほか、委員、ありますか。鈴木紹平委員。

○鈴木紹平委員 鈴木紹平です。

10 ページのハイランドロッジの修繕料ということではありますが、これの詳細をご説明をお願い

します。

○加藤委員長 それでは、商工費の中の観光開発費の中の前日光ハイランドロッジ維持管理費の中身ですね。

それでは、説明をお願いいたします。竹澤観光交流課長。

○竹澤観光交流課長 観光交流課長の竹澤です。

ハイランドロッジの修繕の中身ということでございますけれども、こちらのほうは、ハイランドロッジは、周りに何も無い高原のところにはぽつんと建っている建物でして、恐らくは、その台風のときの強風、一時的な突風だと思われましてけれども、その影響で、建物の屋根等が一部はがれて、飛ばされたものと考えております。

それ以外にも、複数箇所の建物の修繕箇所が見受けられました。

また、それがぶつかったのかどうかわかりませんが、この受水層が隣にあるのですけれども、そこからも漏水が確認されておりましたので、そちらのほうも、現在応急措置はしておりますけれども、そちらを修繕するという形のもの予算計上でございます。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

鈴木委員、よろしいですか。

○鈴木紹平委員 ありがとうございます。

○加藤委員長 わかりました。

ほかにご質疑はありませんか。

よろしいですか。

別段質疑もないようですので、お諮りをいたします。

議案第 78 号中関係予算については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 78 号中関係予算については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 79 号 専決処分事項の承認について(令和元年度鹿沼市公共下水道事業費特別会計補正予算(第 1 号))を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。奈良下水道課長。

○奈良下水道課長 おはようございます。下水道課長の奈良です。よろしく申し上げます。

議案第 79 号「専決処分事項の承認について 令和元年度鹿沼市公共下水道事業費特別会計補正予算(第 1 号)」についてご説明いたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

令和元年度補正予算に関する説明書、特別会計 1 番目となります、公共下水道事業費特別会計の 3 ページをお開きください。

7款 市債 1項3目 「災害復旧債」説明欄、災害復旧事業債2億円の増につきましては、災害復旧のため、市債を増額したものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをお開きください。

1款 公共下水道管理費 2項1目 「下水道事務所費」の説明欄、委託料1億5,000万円の増、工事請負費5,000万円の増につきましては、栗野水処理センター復旧のため増額したものです。

以上で、議案第79号「専決処分事項の承認について 令和元年度鹿沼市公共下水道事業費特別会計補正予算（第1号）」についての説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 委員の鈴木です。今、歳入のほうで、4ページの災害復旧事業債2億円が計上されていますけれども、内訳を教えてくださいと思います。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明をお願いいたします。奈良下水道課長。

○奈良下水道課長 これは、この災害復旧の事業費に係る市債なので、内訳は、まだこれからになりますね。

市債自体はまとめて借りるものですから、これの内訳というのがないのです。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 ありがとうございます。はい、鈴木委員。

○鈴木敏雄委員 では、この2億円という数字が出たこの根拠わかれば、わかる範囲で教えてくださいと思います。

○加藤委員長 藤田下水道施設課長。

○藤田下水道施設課長 下水道施設課長の藤田です。よろしくをお願いいたします。

この台風19号災害によりまして、栗野地区で大きな被害が出ていることは、委員の皆さんも御存じだと思いますが、その一角に、私どもで管理しております処理場で栗野水処理センターという施設がございます。

この施設が、その台風の日、地面から2メートル以上の水かさによるもので、冠水、浸水しました。

それで、一時的に機能停止に陥りまして、応急措置で今運転しているのですが、それを復旧するために初期的には仮工事、それから本復旧に向けての委託、業務委託、これを組み合わせて2億円とさせていただいているところでございます。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 説明は終わりました。

委員、よろしいですか。

○鈴木敏雄委員 はい。

○加藤委員長 では、ほかの委員は、質疑はございますか。

（「ありません」と言う者あり）

○加藤委員長 それでは、別段質疑がないようですのでお諮りをいたしたいと思います。

議案第 79 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 79 号については、原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 80 号 専決処分事項の承認について（令和元年度鹿沼市農業集落排水事業費特別会計補正予算（第 1 号））を議題といたします。

それでは、執行部の説明をお願いいたします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課の橋本です。

議案第 80 号 専決処分の承認について（令和元年度鹿沼市農業集落排水事業費特別会計補正予算（第 1 号））についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、農業集落排水事業費特別会計の 3 ページをお開きください。

まず、歳入についてであります。6 款市債 1 項市債 8 目災害復旧債の、4 ページになりますが、説明欄、災害復旧事業債 200 万円の増額につきましては、台風 19 号による農業集落排水施設の災害復旧の測量・設計業務委託に係る市債を計上したものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5 ページをお開きください。

1 款農業集落排水管理費 2 項施設管理費 1 目農業集落排水処理施設費の、6 ページになりますが、説明欄、農業集落排水処理施設管理費 200 万円の増額につきましては、農業集落排水施設の災害復旧に係る測量・設計業務委託料 200 万円を計上したものであります。

以上で、農業集落排水事業費特別会計補正予算についてのご説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

大丈夫ですか。

質疑はないということでございますので、それでは、議案第 80 号については、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 80 号については、原案どおり承認することに決しました。

それでは、次に、議案第 82 号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）についてのうち、関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。福田産業振興課長。

○福田産業振興課長 それでは、議案第 82 号 令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）のうち、経済部所管の予算についてご説明をいたします。

今度は、補正予算の説明書、4号のほうになりますが、そちらの3ページをお開きください。まず、歳入についてご説明申し上げます。

上から3段目、13 款 分担金及び負担金 1 項 分担金 2 目 災害復旧費分担金の説明欄、右側になりますけれども、農業施設災害復旧費分担金 8 億 3,950 万円の増額につきましては、取水堰や水路、農地の災害復旧事業に係る地元分担金を計上したものであります。

その下になります、15 款 国庫支出金 1 款 国庫負担金 3 目 災害復旧費国庫負担金の説明欄、農業施設災害復旧費国庫負担金 11 億 5,000 万円の増額につきましては、取水堰や水路、農地の災害復旧事業に係る国庫負担金を計上したものであります。

次に、5 ページをお開きください。

上から3段目になります、16 款 県支出金 2 項 県補助金のうち、4 目 農林水産業費補助金の説明欄、戸別所得補償対策事業費県補助金 1 億 1,060 万 2,000 円につきましては、担い手に農地を集積する、農地集積協力金に係る県補助金を計上したものであります。

次の、首都圏農業確立対策事業費県補助金 2 億 7,645 万 9,000 円につきましては、台風 19 号による農作物被害に対する農薬・肥料・苗などの購入に対する県補助金及び、ビニールハウス等の農業用施設の再建・修繕や農業用機械の再取得・修繕に対する国・県補助金を計上したものであります。

さらにその下の、農地費県補助金につきましては、県補助金 126 万円につきましては、県単農道整備事業、これは亀和田町及び西沢町の事業になりますけれども、こちらの事業費の増に伴う、県補助金の増加分を計上したものであります。

続いて、説明書の7ページをお開きください。

22 款 市債 1 項 市債のうち、8 目 災害復旧債の説明欄、農業施設災害復旧事業債 1 億 1,050 万円につきましては、台風 19 号による取水堰及び農業用水路の災害復旧事業に係る市債を計上したものであります。

続いて、歳出についてのご説明をいたします。

説明書、ちょっととびますけれども、17 ページをお開きください。

上から2段目になります、6 款 農林水産業費 1 項 農業費のうち、2 目 農業総務費の説明欄、これ右側になりますけれども、公設地方卸売市場事業費特別会計繰出金 70 万 1,000 円の減額につきましては、平成 30 年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計の繰越金が確定したことに伴い、当該繰出金を減額するものであります。

同じく、その下の欄になります、6 款 農林水産業費のうち3目 農業振興費の説明欄、右側になります、ちょっと多くなりますけれども、戸別所得補償対策事業費 1,160 万 2,000 円につ

きましては、先ほど歳入のほうでご説明いたしました、戸別所得補償対策事業費県補助金を財源として実施いたします、農地集積協力金を計上したものであります。

同じ説明欄になりますけれども、地域農業農村振興事業費 167 万 8,000 円につきましては、台風 19 号で被災した栗野農産加工所の機械の修繕料を計上したものであります。

次の、農産物活性化推進事業費 3 億 2,630 万 2,000 円につきましては、台風 19 号により被災しました農作物被害、また、ビニールハウス及び農業機械の再建・修繕などに対する、農業災害特別対策措置事業の補助金を計上したものであります。

その下になります、農業集落排水事業費特別会計繰出金 210 万 6,000 円の減額につきましては、平成 30 年度農業集落排水事業費特別会計の繰越金が確定したことに伴い、当該繰出金を減額するものであります。

また、すぐ下の欄になります、6 款 農林水産業費のうち 6 目 農地費の説明欄ですね、右側になります、農地関係振興事業費の 2 億円の増額につきましては、土地改良区や水利組合など、地元が事業主体となりまして取り組む、堰や水路、農地の災害復旧事業に対する補助金を計上したものであります。

さらにその下の、農業農村整備事業費 420 万 2,000 円の増額につきましては、県単農道整備事業、先ほど歳入のほうでご説明いたしましたけれども、亀和田町及び西沢町になりますけれども、こちらの事業費の増加分を計上したものであります。

続いて、説明書 19 ページをお開きください。

上のほうの段になります、7 款 商工費 1 項商工費 5 目観光開発費の説明欄、観光施設管理費の 1,700 万円の増額につきましては、屋台のまち中央公園における被災箇所への修繕に要する経費と、城山公園の災害復旧工事に要する経費を計上したものであります。

またページが少しとびます、23 ページをお開きください。

一番下の段になります、11 款 災害復旧費 1 項 農林水産施設災害復旧費のうち、1 目農業施設災害復旧費の説明欄、右側になりますけれども、農業施設災害復旧事業費 22 億 9,780 万円の増額につきましては、取水堰や水路、農地の災害復旧事業に係る測量・設計業務委託料 2 億 9,780 万円及び災害復旧工事費 20 億円を計上したものであります。

さらにその下になります、2 目、林業施設災害復旧費の説明欄、林業施設災害復旧事業費 215 万円の増額につきましては、7 月 24 日の大雨により被害を受けた林道を復旧するための修繕料を計上したものであります。

以上で経済部所管の一般会計補正予算の説明を終わります。

○加藤委員長 高村環境課長。

○高村環境課長 環境課長の高村です。

議案第 82 号 「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）について」のうち、環境部所管のものについて、ご説明いたします。

まず、歳入についてであります。令和元年度補正予算に関する説明書、3ページをお開きください。

一番下の段、15款 国庫支出金 2項3目「衛生費国庫補助金」の説明欄、一番下の行「浄化槽設置費国庫補助金」282万8,000円の増につきましては、浄化槽設置費補助金の財源に充当するため増額するものです。

次に、5ページをお開きください。

上から3段目、16款 県支出金 2項3目「衛生費県補助金」の説明欄、「浄化槽設置費県補助金」127万2,000円の増につきましては、浄化槽設置費補助金の財源に充当するため増額するものです。

次に、歳出についてであります。少しとびますが、15ページをお開きください。

4款 衛生費 1項3目「環境衛生費」の説明欄、一番上の「環境都市推進事業費」40万円の増につきましては、家庭用再生可能エネルギー設備導入報償金に不足が生じるため増額するものです。

次に、「水洗化普及促進事業費」43万2,000円の増につきましては、水洗便所設置に係る補助金に不足が生じるため増額するものであります。

次の「浄化槽設置費補助金」565万6,000円の増につきましては、浄化槽設置に関する補助金に不足が生じるため増額するものです。

次の「公共設置型浄化槽整備費繰出金」24万1,000円の増につきましては、公共設置型浄化槽整備事業の歳入・歳出を調整した結果増額するものです。

次に、その下の段 4款 衛生費 2項1目「環境クリーンセンター費」の説明欄、「清掃施設管理費」574万3,000円の増につきましては、清掃施設の電気料に不足が生じるため増額したものです。

次に、2目「ごみ処理費」の説明欄、一番上の「ごみ処理費」672万円の増につきましては、ごみ処理に必要な薬品、及びシルバー人材センターへの手数料、工事材料費に不足が生じるため増額するものです。

次の「ごみ処理施設維持費」9,409万9,000円の増につきましては、施設の修繕、及びごみ焼却処理施設灰押出機を更新するために増額するものです。

次の「一般廃棄物最終処分場維持管理費」65万2,000円の増につきましては、鹿沼フェニックスの電気料に不足が生じるため増額するものです。

次に、3目「し尿処理費」の説明欄、「し尿処理施設維持費」600万円の増につきましては、18ページ上段まで続きますが、し尿処理施設の修繕に要する費用を増額するものであります。

次に、17ページの4目「地域下水処理施設費」の説明欄、「流通センター地域下水処理施設維持管理費」70万円の増につきましては、流通センター地域下水処理施設の電気料に不足が生じるため増額するものです。

次に、19 ページをご覧ください。

一番下の段 8 款 土木費 4 項 5 目「公共下水道費」の説明欄、「公共下水道事業費特別会計繰出金」24 万 1,000 円の減につきましては、公共下水道事業費特別会計の歳入・歳出を調整した結果、減額するものであります。

次に、また少しページがとびますが、28 ページをお開きください。

繰越明許費の補正についてご説明いたします。

4 款 衛生費 2 項 清掃費 8,800 万円につきましては、今回補正予算で計上しましたごみ焼却処理施設灰押出機更新工事の施行期間が約 6 カ月となるため繰越しするものです。

以上で、議案第 82 号 「令和元年度鹿沼市一般会計補正予算（第 4 号）について」のうち、環境部所管のものについての説明を終わります。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 委員の鈴木です。歳出のほうで、18 ページの戸別所得補償対策事業費で、担い手、先ほどの説明で、集落の担い手に対する交付を行っていくようですけども、詳しく説明願いたいと思います。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明をお願いいたします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課の橋本です。

ただいまの説明にお答えしたいと思います。これにつきましては、地域集積協力金ということで、地域の担い手に農地を集積することによりまして、その集積率によって、協力金という形で交付しているものでございまして、例えば 10 アール当たり、集積率が一番高いと 2 万 8,000 円というふうな協力金が出されます。

すみません、失礼しました。

これにつきましては、全額国庫補助という形で、歳入がございまして。

先ほど 2 万 8,000 円になると言いましたけれども、次のランクになりますと、10 アール当たり 2 万 2,000 円とか、1 万 6,000 円とか、そういうふうな額が決まっております、それによりまして支出をしているものでございまして。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 説明終わりましたが、よろしいですか。鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 ちょっと私も勉強不足で申し訳ないのですが、10 アール当たりの集積率が高いというのは、具体的にはどういうふうになるのか、ちょっと教えていただきたいです。

○加藤委員長 執行部の説明をお願いいたします。10 アール当たりの一番高いランクづけをしているところ、趣旨、収支のね、中身ですね。ランクづけの意味ですね。集積協力金のランクづけの意味ですね。

よろしいですか。はい、それでは、橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課の橋本です。

この集積率といいますのは、その地域での農地の面積のうち、例えばその50%以上、担い手の方に貸すというふうな形を、そういうふうなことが達成すれば、そういったものを集積というふうに言うのですけれども、それに対して、協力金が出るというふうなものです。

○加藤委員長 はい、よろしいですか。鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 担い手といいますと、では、新しい後継者とか、新しく農業に参入したいという、そういう人に対するという理解でよろしいですか。

○加藤委員長 橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課の橋本です。

今おっしゃられたような内容で大丈夫です。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 一番いいこの率で2万8,000円ということで、2番目が2万2,000円ということですが、このランクづけの根拠というのをちょっと教えていただけますかね。

時間もったいないですから、後でわかった時点で、構わないです。はい、別に。

○加藤委員長 そうですね。では、わかった時点で、お教えてください。よろしく申し上げます。それでは、ほかに質疑ございませんか。佐々木委員。

○佐々木委員 歳出のほうなのですが、19ページの観光開発費、商工費の中の観光開発費で、先ほど屋台のまち、城山の修繕費1,700万円ということでお伺いしているのですが、その内容につきまして、お伺いいたします。

○加藤委員長 はい、内容についてですね。

それでは、執行部の説明をお願いします。竹澤観光交流課長。

○竹澤観光交流課長 観光交流課長の竹澤です。

まず、こちらのほうですね、上段の修繕料のほうですけれども、こちら側が屋台のまち中央公園のほうの修繕料ということでございまして、1つは木塀がございまして、掬翠園という庭園がございまして、その中に木塀があるのですけれども、そちらのほうは、この台風19号の被害を受けまして、壊れまして、今は近くの木につないで、ロープで縛っている状態という形で、倒壊の恐れがある、非常に危険な状態ということになっております。

そして、雨が恐らく影響していると思うのですが、中に文化年間の大きい灯籠とかがございまして、足元が雨であらわれたのではないかと思うのですが、傾きが、非常に大きくなりまして、これも倒壊の恐れがあつて、周りをロープで、人が近づけないように今はしているという状況で、これを移設、または傾きを補正するとか、そういったことが必要になってまいります。

あとは、屋台展示館のほうも、排煙ダクトというのがございまして、こちらのほうが雨漏り等で壁とかが非常に損傷を受けたというようなこともございます。

そして、もう1つの城山公園のほうの復旧工事、これが工事費のほうでございます。

こちらのほう1,000万円という形でございますが、先ほど委託費のほうで説明した内容の概算の工事費という形で計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

佐々木委員、よろしいですか。

○佐々木委員 はい、ありがとうございます。

○加藤委員長 ほかの委員は。はい、鈴木紹平委員。

○鈴木紹平委員 鈴木紹平です。15 ページ、16 ページ、衛生費なのですが、こちらで電気代の不足という、先ほど説明がありましたが、数件見受けられましたが、これは例年どおりなのでしょうか。もしくは、今年の台風19号とかによるもの、影響なのか、ちょっとこの辺がわからないので、環境や状況が変化しての補正予算、補正措置なのかどうかというのもご説明をよろしく願いいたします。

○加藤委員長 電気料の補正についてですね。

それでは、執行部の説明をお願い、麦倉廃棄物対策課長。

○麦倉廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の麦倉です。

こちらの電気料につきましては、災害は関係ございません。

毎年、当初予算で抑えられておりますので、ちょっと年度途中で補正を実施しております。よろしく願いします。

○加藤委員長 説明は終わりました。よろしいですか。

○鈴木紹平委員 はい。

○加藤委員長 ほかの委員、市田副委員長。

○市田委員 市田です。18 ページですね。農産物活性化推進事業費3億2,630万ということで、ちょっと逆に、私も教えてもらいたいのなのですが、農作物、またビニールハウス、また農機具の話が出ましたけれども、これは全額という部分、割合的に、どのくらいの割合で補助的なあれが出るのだから、ちょっと、激甚が絡んでいるかどうかというのもあわせてお願いしたい。

○加藤委員長 金額の割合ですね。

○市田委員 そうですね。

○加藤委員長 中身。

○市田委員 中身の割合。

○加藤委員長 執行部の説明をお願いいたします。大丈夫ですか。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課の橋本です。

農産物活性化推進事業費のそれぞれの項目ごとの補助率という形でよろしいでしょうか。

○市田委員 はい。

○橋本農政課長 いくつかあるのですが、メニューがあるのですが、まず農作物に対して、農薬とか、あるいは肥料とか、あるいは代替の苗の追加購入とか、こういったものにつきましては、補助率は県が2分の1、市が2分の1で、100%の補助になります。

また、ハウスなどの農業施設の復旧に対しましての補助率でありますけれども、ちょっと被災の程度によりまして、若干変わってはくるのですが、一番の出るパターンで言いますと、国が3割、3割というか、30%でいいと思うのですね、県が5%、市が5%で、40%の補助になります。

これにつきましては、共済のほうから、農業共済、施設共済ですね、そちらから充当していただくというふうなことになります。

それで、その共済の入り方にもよりますけれども、本当に出る方については、自己負担なしでできるというケースも計算上はございます。

なので、共済、逆に共済に入っていない方は、6割自己負担というのがちょっと出てきてしまうということです。

農業機械につきましては、これは、国が50%、県が20%、市が20%ということで、90%の補助が出ます。

ということで、それらを被災の被害額なんかをちょっと見積もりまして、3部門、計上させていただきました。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 説明は終わりました。市田委員、よろしいですか。

○市田委員 丁寧な説明ありがとうございました。わかりました。

それともう1つ、4ページの環境衛生費の補助金の内訳なのですけれども、282万8,000円計上になってはいますが、台数はどのぐらい想定したやつなのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども、よろしいでしょうか、中身。

○加藤委員長 執行部の説明をお願いいたします。奈良下水道課長。

○奈良下水道課長 下水道課長の奈良です。

台数は、補助金に関しましては、5人槽、7人槽、10人槽で金額が違うのですが、大体15基ぐらいを見込んで予算を上げさせていただきました。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 ありがとうございます。よろしいですか。

○市田委員 はい。

○加藤委員長 15基ということで。

○市田委員 はい、わかりました。

○加藤委員長 ほかの委員はないですか。質問ありますか。

大丈夫でしょうか。では、鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 18 ページの、歳出 18 ページの農業農村整備事業費で、先ほどから亀和田と西沢町ですか、出ていますけれども、この整備事業の、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明をお願いいたします。

農業農村整備事業費についての中身の説明ですね。

はい、橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課の橋本です。

これは県単独の農道整備事業となっております、先ほど説明しましたように、亀和田地区と西沢地区で2事業実施しております。

それで、補助率的には県単ということで、県が 30%、市の持ち出しが 70%というふうな事業内容でございます。

○鈴木敏雄委員 農道整備。

○橋本農政課長 農道整備、はい。

基本的に鹿沼市というのは、農道という規定はないのですが、全て市道という認定にはなるのですが、一応こういう補助事業を実施する場合には、一応農道というくくりに入れて、補助金を充当していただきまして、整備をしているというふうなことでございます。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 説明は終わりました。鈴木委員、よろしいですか。

○鈴木敏雄委員 はい。

○加藤委員長 ほか、鈴木紹平委員。

○鈴木紹平委員 はい、23 ページ、24 ページのほうで、1 番のところで、災害復旧工事費 20 億円というのがあるのですが、これは施設のみの復旧工事費なのでしょうか。

それとも、その内部機械等も入っているのか、ちょっと詳細をご説明よろしくをお願いいたします。

○加藤委員長 はい、災害復旧工事費についてですね。20 億。

説明をお願いいたします。

24 ページですね。農業施設災害復旧事業費のうちの工事費ですね、それについて。はい、橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課の橋本です。

ここで想定してます災害復旧工事の 20 億円につきましては、いわゆるその河川から水を取り入れる取水堰、それと農業用の用排水路、そして農地の災害の復旧工事を想定したものでございます。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 説明は終わりました。鈴木紹平委員、よろしいですか。

○鈴木紹平委員 はい、大丈夫です。

○加藤委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、ほかの委員はございますか。大丈夫ですか。

○石塚局長 委員長、農政課長から、先ほど。

○加藤委員長 そうですか、農政課長、先ほどのちょっと宿題がありますけれども、橋本農政課長、いかがでしょうか。

鈴木委員に対しての質疑をお願いします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課の橋本です。

先ほどの鈴木委員のほうから集積協力金の説明をというふうなことで、その件について、ご説明したいと思います。

そうですね、地域内のそのまとまった農地を、農地中間管理機構というのがあるのですけれども、そちらに貸付て、担い手に、そこから担い手に農地を貸すというふうな、そういった集積に対して、協力金が出るというふうなことなのですから、一応、その集積率はその地域の農地面積が分母になりまして、その年度のその貸付実績の面積が、その面積、対象面積になるわけですから、その割合が50%、先ほどちょっと触れましたが、50%を超えると10アール当たり2万8,000円の協力金が出ます。それが30%を超えて50%以下ということでありまして、10アール当たり2万2,000円、その下ですと、15%を超えて30%ですと1万6,000円とか、最低が4%を超えて15%以下ということ、それは10アール当たり1万円というふうな協力金が出るというものでございます。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 説明終わりましたけれども、鈴木委員、よろしいですか。

○鈴木敏雄委員 はい。

○加藤委員長 4つの区分ぐらいになっているのですね、4区分ぐらいになっているということですね。

○橋本農政課長 はい。

○加藤委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、よろしいですね。

それでは、別段質疑もないようですのでお諮りをいたしたいと思います。

議案第82号中関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第82号中関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

それでは、次に、議案第84号 令和元年度鹿沼市公共下水道事業費特別会計補正予算(第2号)

についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。奈良下水道課長。

○奈良下水道課長 下水道課長の奈良です。よろしくお願いいたします。

議案第 84 号 「令和元年度鹿沼市公共下水道事業費特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明いたします。

令和元年度補正予算に関する説明書、特別会計 2 番目になります、公共下水道事業費特別会計の 3 ページをお開きください。

歳入について、ご説明いたします。

3 款 国庫支出金 2 項 1 目 「災害復旧費国庫負担金」の説明欄、下水道施設災害復旧事業国庫負担金 4 億円の増につきましては、栗野水処理センター復旧のための国庫補助金です。

次に、4 款 繰入金 1 項 1 目「一般会計繰入金」の説明欄、公共下水道繰入金 24 万 1,000 円の減、公共設置型浄化槽繰入金 24 万 1,000 円の増につきましては、公共下水道事業及び、公共設置型浄化槽整備事業の歳入・歳出を調整した結果、それぞれ減額及び増額するものです。

次に、5 款 繰越金 1 項 1 目「繰越金」の説明欄、公共下水道繰越金 5,325 万 8,000 円の増、公共設置型浄化槽繰越金 46 万 4,000 円の増につきましては、公共下水道事業及び公共設置型浄化槽整備事業それぞれの平成 30 年度の歳入・歳出の確定に伴い調整した結果、増額するものです。

次に、7 款 市債 1 項 1 目 「災害復旧債」の説明欄、災害復旧事業債 4 億円の増につきましては、栗野水処理センター復旧のため増額するものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

5 ページをお開きください。

1 款 公共下水道管理費 2 項 1 目 「下水道事務所費」の説明欄、一つ目の下水道事務所関係給与費、603 万 9,000 円の増につきましては、4 月の人事異動や人事院勧告に伴う給与改定に伴い、増額するものです。

次に、下水道事務所管理費、990 万円の増につきましては、燃料費及び光熱水費の支払いに不足が生じるため増額するものです。

次に、特定環境保全公共下水道施設管理費、60 万円の増につきましては、光熱水費の支払いに不足が生じるため増額するものです。

次に、下水道処理施設整備事業費、8 億 2,443 万円の増につきましては、施設修繕工事費として 2,443 万円を災害復旧工事費として 8 億円をそれぞれ増額するものです。

次に、2 款 公共下水道建設費 1 項 1 目 「公共下水道建設費」の説明欄、公共下水道建設関係職員給与費 686 万 7,000 円の増につきましては、先ほどと同じく、4 月の人事異動や人事院勧告に伴う給与改定により増額するものです。

次に、3 款 公共設置型浄化槽整備費 1 項 1 目 「施設管理費」の説明欄、公共設置型浄化

槽管理関係職員給与費、70万5,000円の増につきましては、人事院勧告に伴う給与改定により増額するものです。

次に、5款 予備費 1項1目「予備費」の説明欄、予備費、518万1,000円の増につきましては、平成30年度、公共下水道事業の歳入・歳出の確定に伴い調整した結果増額するものです。

次に、8ページをお開きください。

繰越明許費の補正についてご説明いたします。

1款 公共下水道管理費 2項 施設管理費 8億円につきましては、栗野水処理センター復旧のための工事費を繰り越すものです。

以上で、「令和元年度鹿沼市公共下水道事業費特別会計補正予算（第2号）」についての説明を終わります。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明は終わりました。

質疑のある委員は順次発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

○加藤委員長 別段質疑はないということですのでございますのでお諮りをいたします。

議案第84号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第84号については、原案どおり可とすることに決しました。

それでは、次に、議案第85号 令和元年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 議案第85号 令和元年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、公設地方卸売市場事業費特別会計、3ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明いたします。

下のほうの表から説明したいと思いますが、平成30年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計の繰越金が確定したことから、3款繰越金 1項 1目繰越金70万1,000円を増額いたしまして、次に上の表になりますが、2款繰入金 1項 1目一般会計繰入金について、同額の70万1,000円を減額するものであります。

以上で、鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算についての説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

委員の皆さん。

はい、別段質疑もないということですのでございますので、お諮りをいたします。

議案第 85 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 85 号については、原案どおり可とすることに決しました。

それでは、次に、議案第 86 号 令和元年度鹿沼市農業集落排水事業費特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。橋本農政課長。

○橋本農政課長 農政課の橋本です。

議案第 86 号 令和元年度鹿沼市農業集落排水事業費特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、農業集落排水事業費特別会計の 3 ページをお開きください。

まず、歳入について説明いたします。

上から 2 つ目の表からご説明いたしますが、平成 30 年度農業集落排水事業費特別会計の繰越金が確定したことから、4 款繰越金 1 項 1 目繰越金 210 万 6,000 円を増額いたしまして、次に、上の表になりますが、3 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金を、同額の 210 万 6,000 円を減額するものであります。

続きまして、上から 3 つ目の表になりますが、6 款市債 1 項 1 目災害復旧債 1,200 万円の増額につきましては、台風 19 号による集落排水施設の災害復旧事業に係る市債を計上したものであります。

その下の、7 款国庫支出金 1 項 1 目災害復旧費国庫負担金 1,000 万円の増額につきましては、農業集落排水施設の災害復旧事業に係る国庫負担金を計上したものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5 ページをお開きください。

1 款農業集落排水管理費 2 項 1 目農業集落排水処理施設費の、次のページになりますが、説明欄、農業集落排水処理施設管理費 2,200 万円の増額につきましては、農業集落排水施設の災害復旧に係る測量・設計業務委託料 200 万円及び災害復旧工事費 2,000 万円を計上したものであります。

以上で、農業集落排水事業費特別会計補正予算についての説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある委員は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○加藤委員長 はい、わかりました。

別段質疑もないということですので、お諮りをいたします。

議案第 86 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 86 号については、原案どおり可とすることに決しました。

それでは、次に、議案第 94 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。麦倉廃棄物対策課長。

○麦倉廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の麦倉です。よろしくお願いいたします。

議案第 94 号 指定管理者の指定についてご説明をいたします。

鹿沼市リサイクルセンターの指定管理者として、令和 2 年 4 月 1 日から 3 年間、特定非営利活動法人ふうめらんに指定を委託するものであります。

以上で、議案第 94 号についての説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

指定管理者ということでございますが、質疑のある委員は、ございますか。順次発言を許します。佐々木委員。

○佐々木委員 ただいまふうめらんについてお伺いしたのですけれども、従来どおり、そのふうめらんという団体が指定を受けたということなのですけれども、ちょっと私、新参者なもので、更新に臨んで、このどのような話し合いとか、審査とか、指定団体の取り組み姿勢などの評価などがあつたかどうか、これちょっと詳しい背景お伺いしたいと思います。

○加藤委員長 指定された団体の評価とか、中身ですね。指摘されたかということでしょうか。

○佐々木委員 はい。

○加藤委員長 それでは、執行部の説明をお願いいたします。はい、麦倉廃棄物対策課長。

○麦倉廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の麦倉です。

審査の内容につきましては、1 次審査につきましては、原課で評価をするものなのですが、2 次審査以降につきましては、選定委員会で、点数を評価しますので、2 次評価については、ちょっと私どもではわかりません。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりましたが、佐々木委員。

○佐々木委員 それ以上のご説明というのは、ちょっと今は難しいのですね。わかりました。ありがとうございます。

○加藤委員長 よろしいですか。

ほかにご質問、ご質疑はありますか。鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 今の佐々木里加委員の質問に関連するのですけれども、そうするとそれを知るためには、どこに、どの時点で聞けばよろしいわけですか。どういう場所で聞けばいいのですか、そういうこと。

○加藤委員長 麦倉廃棄物対策課長。

○麦倉廃棄物対策課長 廃棄物対策課長の麦倉です。

その内容的なことでもよろしいでしょうか。

○鈴木敏雄委員 はい。

○麦倉廃棄物対策課長 こちらにつきましては、総務のほうで一括して指定管理の事務をやっていますので、ちょっと私どもではわかりかねます。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 説明は終わりました。

総務課が全てその背後になりますね。

はい、鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 そうしますと、この議案は総務のほうでも審査しているということですか。

(「してないよね」と言う者あり)

○加藤委員長 もう少し詳しくあるでしょうか。はい、鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 これは何社が応募して、指定管理料がいくらになるのか教えていただきたいと思います。

○加藤委員長 麦倉廃棄物対策課長。

○麦倉廃棄物対策課長 こちらの公募につきましては、ぶうめらん1社しか応募がありませんでした。

指定管理料につきましては、3年間で847万5,000円となります。

○鈴木敏雄委員 3年間で。

○麦倉廃棄物対策課長 はい。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりましたけれども、1社だということで、それとここの期間が決まりましたね。

それでは、鈴木敏雄委員。

○鈴木敏雄委員 要するに一次審査しかわからないと、2次審査以降は、ちょっとわからないということで、どこに聞いてもわからないというのでは、やはりチェック機能として、やっぱりおかしい、我々としても矛盾も感じますので、どういうふうな体制を、その2次審査以降の、どこで知られていいか、後で教えていただければありがたいと思いますけれども。

○加藤委員長 総務課だというふうに思いますけれども、大体指定管理者は、全部そこで、総務課でまとめますが、そこは聞くということで、よろしいでしょうか。

○鈴木敏雄委員 はい。

○加藤委員長 それでは、ほかの委員は。

それでは、別段質疑のある委員がいないということでございますので、お諮りをいたしたいと思います。

議案第 94 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 94 号については、原案どおり可とすることに決しました。

それでは、次です。

次に、議案第 99 号 基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。岸野林政課長。

○岸野林政課長 林政課長の岸野です。よろしくお願いします。

議案第 99 号 基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてご説明いたします。これは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づきまして、森林の整備及びその促進に関する事業の財源とするため、鹿沼市森林環境整備促進基金を新たに設置するものでございます。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑のある委員は、いらっしゃいますか。

鹿沼市森林環境整備促進基金ということですね、新設するというところでございます。

別段質疑もないようですのでお諮りをいたします。

議案第 99 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 99 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、議案第 104 号 鹿沼市堆肥化センター条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。渡辺堆肥化センター所長。

○渡辺堆肥化センター所長 堆肥化センター所長の渡辺と申します。よろしくお願いします。

それでは、議案第 104 号 鹿沼市堆肥化センター条例の一部改正についてご説明いたします。センターでは、平成 18 年の開設当初から、有機性資源物を搬入する利用団体に対しまして、市有自動車を賃貸借契約で貸し出しをしております。

その車両の金額でございますが、車両の取得価格のうち、市が負担した部分ですね、を利用者分担金として徴してございましたが、規定の年数が経過いたしまして、当初の分担金を完納したため、その条文を削除するものでございます。

以上で説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

よろしいですか。

別段質疑もないようですのでお諮りをいたしたいと思います。

議案第 104 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 104 号については、原案どおり可とすることに決しました。

次に、最終議案でございます。

次に、議案第 105 号 鹿沼市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。奈良下水道課長。

○奈良下水道課長 下水道課長の奈良です。

議案第 105 号 「鹿沼市下水道事業の設置等に関する条例の制定」についてご説明いたします。

本条例は、令和 2 年度から公共下水道事業に、地方公営企業法の財務規定を適用させるための条例です。

新たに適用する事業は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の 3 事業であり、この 3 事業をひとつにして下水道事業として公営企業会計になります。

また、公共下水道事業費特別会計と農業集落排水事業費特別会計を廃止することから、特別会計条例の一部を改正するものです。

以上で議案 105 号 「鹿沼市下水道事業の設置等に関する条例の制定」についての説明を終わります。

○加藤委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。

（「ありません」と言う者あり）

○加藤委員長 別段質疑もないようでございますので、お諮りをいたします。

議案第 105 号については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第 105 号については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、本会議において、本委員会に付託されました案件の審査は、全て終了をいたしました。

これをもって、環境経済常任委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

（閉会 午前 11 時 30 分）